令和2年度社会福祉推進事業

「包括的支援体制の整備に係る地域性を考慮した持続可能性の高い支援関係者間の 連携方策や業務分担に関する調査研究事業」

地域共生社会実現のための 人材育成研修

13:30 開始予定です。



社会福祉法改正を踏まえた 地域共生社会の推進について

※ 本資料は、現時点の検討内容等について整理したものであり内容については今後変更等があり得ますのでご留意ください。

1. 地域共生社会の実現に向けたこれまでの検討の経緯

地域共生社会とは ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な 主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会 □支え・支えられる関係の循環 < 誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成へ ◇居場所づくり ◇生きがいづくり ◇社会とのつながり ◇安心感ある暮らし ◇多様性を尊重し包摂 ◇健康づくり、介護予防 ◇ワークライフバランス する地域文化 すべての人の生活の基盤としての地域 ◇社会経済の担い手輩出 ◇就労や社会参加の場 ◇地域資源の有効活用、 や機会の提供 地域における人と資源の循環 雇用創出等による経済 ◇多様な主体による、 ~地域社会の持続的発展の実現~ 暮らしへの支援への参画 価値の創出 すべての社会・経済活動の基盤としての地域 環境 産業 交通

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や 福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してき
- 〇 これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児 童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。 れらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、**個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践** において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下すると ともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる

 日本 型雇用債行が大きく変化 血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基

礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

<人口減による担い手の不足>

人口減少が本格化し、あらゆる分野で**地域社会の担い** 重

災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど <u>地域社会の持続そのものへの懸念</u>が生まれている

りや 社会参加の機会に十分恵まれていない 社会参加の機会に十分恵まれていない ◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産 業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社 会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、**地域や一人ひとりの** 人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える 新たなアプローチが求められている。

我が国の社会保障の特徴

● 自助・互助・共助・公助の役割分担

「自助」: 自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持する

「**互助**」:家庭・地域など生活領域におけるインフォーマルな支え合い

「共助」:個人·世帯では負えない生活上のリスクを分散する社会保険制

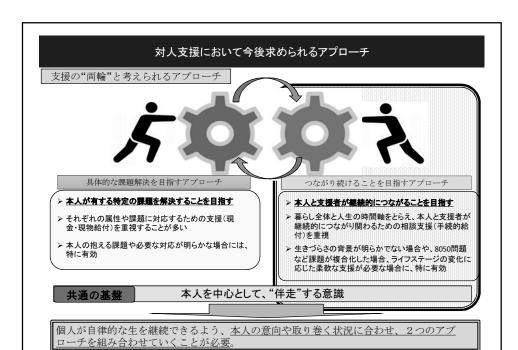
「公助」: 自助・互助や共助では対応できない困窮などの状況に対し受給 要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉

- ◆ 社会保障・労働制度は、「自助」と「互助」で対応が難しい場合 に、これらを「補完する」ものと位置づけられてきた。
- 公的支援制度は、社会の変化を背景に生じるリスク・ニーズに 対し、対象者を定め典型的なサービスを準備する形で、順次、 制度を拡充。

「縦割り」と「一方向」の支援

- ●「タテワリ」と「一方向」
 - ▶個人ごとに異なる**複雑化したニーズには答えにくい**
 - ▶制度の狭間の問題
 - ▶「支え手」「受け手」とに分かれ、本人の持つ力を引き出すという発想になりにくい
 - ▶「課題解決型」:
 - マイナスをゼロにするという視点
 - 「自律的・能動的に生きる」ことを支えるというポジティブな視点は弱い

⇒そもそもそれぞれの人生は複雑。「狭間」はいつまでも埋まらず、「課題」も解決できないのではないか、という発想の転換



伴走型支援と地域住民の気にかけ合う関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

-人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、 生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、 自律的な生を支える支援

(※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる 状態にあること

○「支える」「支えられる」という一方向の関係性で はなく、支援者と本人が支援の中で人として出 会うことで、互いに学び合い、変化する。

地域住民の気にかけ合う関係性

〇一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、 社会に関わる経路は多様であることが望ましく 専門職による伴走支援のみを想定することは適 切でない。

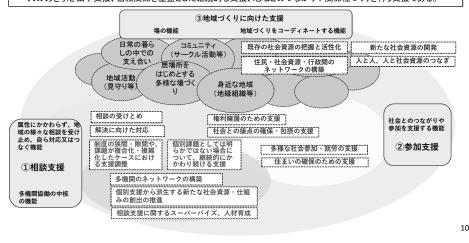
○地域の実践では、専門職による関わりの下、地 域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機 会を通じて、地域住民の気にかけ合う関係性が 生じ広がっている事例が見られる。

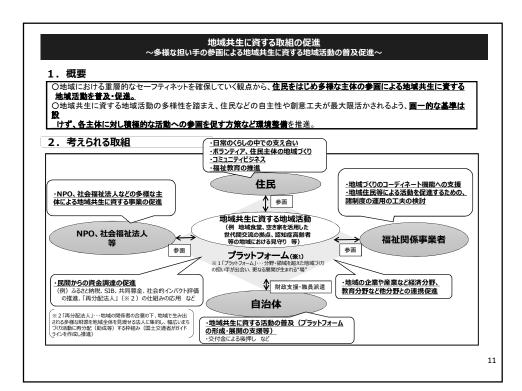
セーフティネットの構築に当たっての視点

- ▶ 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - 地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中で の支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが 回復し、社会的包摂が実現される
- ▶ これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、**セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備**を行う観点 と、専門職等の伴走により**コミュニティにつなぎ更していく社会的包接**の観点が重要。

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

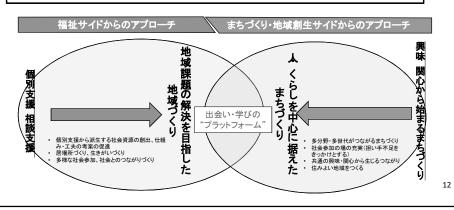
- 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援にニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の 支援を一体的に実施する事業を創設
- ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 ③地域づくりに向けた支援
- 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本 人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。





多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた 願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉(他者の幸せ)へのまな ざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で"個人"や"くらし"が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お 互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につなが ることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

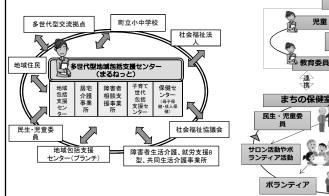


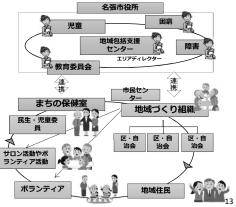
秋田県小坂町の例(総合相談窓口を設置)

- 地域包括支援センター(介護)をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター(「まるねっと」)を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのブランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。

三重県名張市の例(複数の連携担当職員を配置)

- 複雑・複合化した事例に対応する**連携担当職員(「エリア** ディレクター」)を複数部号(※) [こ配置し、多機関協働の 取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域 の課題解決能力を向上。
- ※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい 活動など地域の自主的な活動を推進

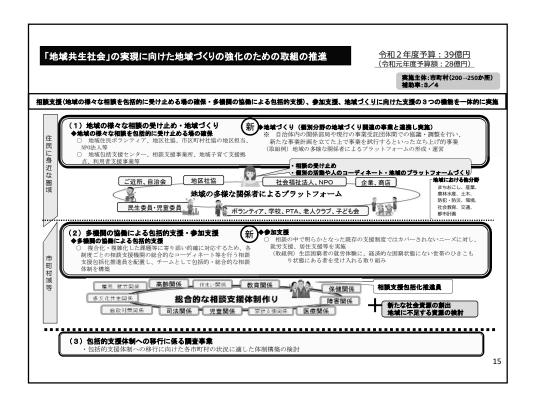




14

相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題(自治体職員へのヒアリング結果)

ΑШ	 ・ 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 ・ 正職員のうち、保健センターや地域支援事業(介護予防事業)を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 ⇒会計検査において、地域支援事業(包括的支援事業)とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。
В市	 ・市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター(委託型)を高齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 ・共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、2ヶ月間タイムスタディ調査を実施。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計(多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金)から支出。 ⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。
c市	 ・市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 ⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。



2. 新たな事業(重層的支援体制整備事業)の枠組みと考え方

2 - 1. 新たな事業の枠組みと考え 方

17

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 〇 平成29年(2017年)の通常国会で成立した改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のた めに市町村が包括的な支援体制づくり(※)に努める旨を規定。

 - (※)包括的な支援体制づくりの具体的な内容 ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年(令和2年)を目途として、**市町村による包括的な支援体制を全国的に** 整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、**包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施**しており、 令和元年度は208自治体が事業を実施している。

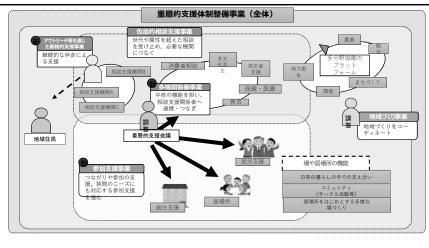
地域共生社会推進検討会における検討

- 〇 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のた めの具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関 する検討会(地域共生社会推進検討会)」を令和元年5月に設置。
- 〇 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。

世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
 なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関
- 保性の構築に向けて支援をする。 ・相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。 ・口のほか、地域之びり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



19

重層的支援体制整備事業の実施にむけた体制構築の基本的な考え方

◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

- 重層的支援体制整備事業は、**市町村全体で包括的な支援体制の構築**を進めることを めざすもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、**地域資源の強みを活かす 体制**とする。
- **社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全て**を実施する。
 - ・各事業の実施要件(人員配置、設備基準)は引き続き適用される。
- 各事業は委託による実施も可能。
 - ・同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせて実施する体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備 が必要。

◆体制整備に向けたプロセスが重要

- どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくか など、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- 庁内の関係部局のみならず、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み 重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意 識の共有を図りながら体制の構築をすすめていくことが必要。

新たな事業における3つの支援の内容

I 相談支援

新

たな事業

皿の支援を一体的に実施

○ 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業) 困窮(生 活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として 実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施

〇以下の2つの機能を強化

- 予機関協働の中核の機能(世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能)
 ②個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につなが
 - り続ける伴走支援を中心的に担う機能

Ⅱ 参加支援

- 〇介護·障害·子ども·困窮等の<u>既存制度については緊密な連携をとって実施</u>
 - (※2)就労支援、見守り等居住支援 など
- 〇長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向 せず、段階的で時間をかけた支援を行う

Ⅲ 地域づく りに向けた支

〇介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援 ○万歳(一般)「虚とか事来、エ石ス族体の空間事業、「降音、地域のありな センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための 共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社 会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の 場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

- 〇以下の場及び機能を確保 ①住民同士が出会い参加することのできる<u>場や居場所</u>
- ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート

Ⅰ~Ⅲを通じ、 ・継続的な伴 走支援 ・多機関協働 による支援

※ 支援プラン の作成(多機 体的に実施)

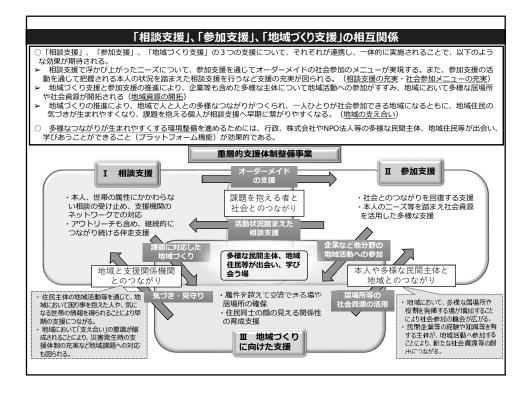
重層的支援体制整備事業について(社会福祉法第106条の4第2項)

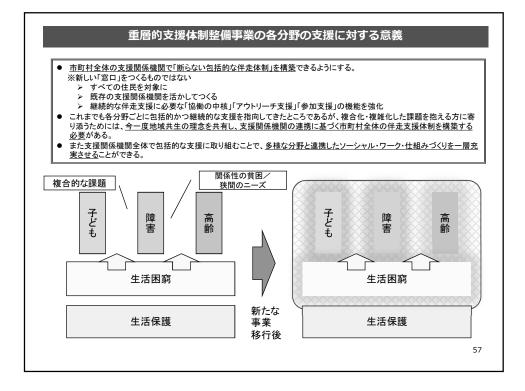
-) 重層的支援体制整備事業の内容
- ①新事業の3つの支援について、第1号から第3号に規定。
- ②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成

を <u>4 号から第 6 号に規定。</u>

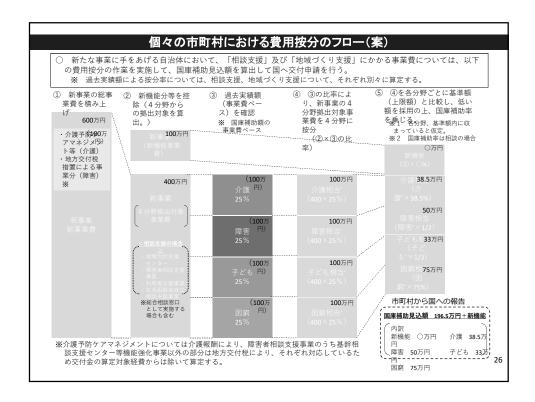
		機能	既存制度の対象事業等							
	1		【介護】地域包括支援センターの運営							
第1号		相談支援	【障害】障害者相談支援事業							
おエラ	ハ	们放义接 	【子ども】利用者支援事業							
	=		【困窮】自立相談支援事業							
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組で は対応できない狭間のニーズについて、就労支援 や見守り等居住支援などを提供	•							
	1		【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(※通いの場を想定)							
第3号		地域づくりに向けた支援	【介護】生活支援体制整備事業							
	八		【障害】地域活動支援センター事業							
	=		【子ども】地域子育て支援拠点事業							
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能								
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	0							
第6号		支援プランの作成(※)	(h)							

- (注) 生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。 (※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。





2-2. 新たな事業の財政支援 (重層的支援体制整備事業) について





- ○国が定める方法で、新たな事業に要する費用を**各制度間で機械的に按分**し、**各制度のルールを適用**し交付。

- 国が定めるがなく、新にな事業に支する資内でも一般では「保護を持ちなか」と、 **宣前度のアーアを過渡**している。
 交付されたのちの市町村における**分野間の配分は問わない。** 高齢者と生活困窮者支援の費用相当への財政支援については義務的経費を維持(困窮者支援は負担金)。
 高齢者支援の費用相当には**介護保険料も活用**対象。事業の介護保険料部分については、市町村の介護保険特別会計から 一般会計に繰り入れる。(社会福祉法第106条の10)
- ○なお、対象事業の国費分等については、市町村の介護保険特別会計を経ずに直接一般会計に入る。

新たな事業の実施市町村 市町村一般会計

新たな事業分 (介護、障害、子育て、困窮

●一般介護予防事業のうち 厚生労働大臣が定めるものの費用1 一号保険料 23 /100 二号保険料 27 /100 繰入れ

市町村介護保険特別会計

他の介護保険事業分

国からの交付

都道府県からの交付

補助金の一体交付等によるメリット①

○従来、分野毎に別々に交付されていた国等からの補助金について、社会福祉法に基づく 1つの交付金として交付されることにより以下のようなメリットが生まれる。

- ・総合相談窓口の設置など包括的な支援を提供する際に、これまで必要であった、タイ ムスタディなど詳細なバックデータを収集する必要がなくなり、**事務コストが軽減**され るとともに、**補助金の使途につき指摘を受ける懸念が払拭**される。
- → 介護、障害、子ども、生活困窮のそれぞれの分野を超えて、地域のニーズに応じた福 祉の相談支援拠点、地域活動の拠点を運営する事業を実施しやすくなる。

- ・タイムスタディなど補助金執行のための詳細なバックデータをとる必要がなくなり、 事務コストが軽減され、本来の対人支援(ケア)に時間をかけることができるようにな
- 8050問題などの多様なニーズに対応する取組を行いやすくなる。

·支援者がより多くの時間を対人支援(ケア)にかけることができるようになり、提供 される支援の量が増え、福祉サービスへの満足度と信頼感が高まる。

補助金の一体交付等によるメリット②

○既存の相談支援機関を支え、支援の強化につなげるため、新たな事業として、<u>多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を創設</u>することで以下のようなメリットが生まれる。

市町村

・**属性毎の既存事業の間を埋める**ことで、円滑に包括的な支援体制を構築し、<u>複合化、</u> 複雑化した課題に対応</u>することができる。

支援機関・支援者

- ・多機関協働事業を中心として、**分野横断の支援者のネットワークが構築**されることで、困難事例・複合事例を支援員個人や支援機関単独で抱え込む状態が改善され、安心して支援に当たる(困り事を受け止める)ことができるようになる。(バーンアウトの防止)
- ・属性を超えた支援員間の**相互のスーパーバイズや支援ノウハウの共有の仕組み**が作られることで、複合的な課題への**支援員の対応力の向上・スキルアップ**が図られる。(支

住民・利用者

- ・自治体全体で包括的な支援体制が構築されることに伴い、複雑化・複合化した課題を 有する個人や世帯であっても、たらい回しになることなく、**自治体内で連携した支援体 制で断らず受け止め**てもらうことができる。
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を中心として市町村内の支援関係者全体で、必要な者や世帯に対し、訪問し、つながり続ける支援を行い、早期の関係作りを行うことで、困り事の深刻化の防止につなげることができる。(市町村、支援者のメリットにも繋がるもの)
- ・参加支援の推進等を通じて、相談者の状況等に応じたオーダーメードの支援が進む。

2-3. 新たな事業の体制構築等について

重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型(例)

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、 個々の支援拠点の具体的な設置形態については、
 - ・既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、
 - ・いわゆるワンストップの総合窓口を設けるもの
 - など様々な形態が想定される。
- 設置形態の類型化すると以下のとおりであるが、**どのような実施体制とするか**、既存の支援関係機関の 専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や 関係者との意見を踏まえて検討いただくもの。

類型	内容
基本型事業·拠点	○単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業·拠点	○複数分野(最大4分野)における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	○ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。 活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的 バックアップを受けて実施。

31



既存の拠点の設置形態(基本型)は変更せず各支援機関間 の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な 地域において地域型拠点を設ける場合の例



※ これら既存の関係機関 による支援体制の整備に 加えて、「参加支援」、「ア ウトリーチ支援」、「多機関 協働」といった既存の事業 を支えて支援体制の強化 を図る新たな機能を追加

一部の拠点を統合型拠点とする場合の例



3. 最後に伝えたいこと

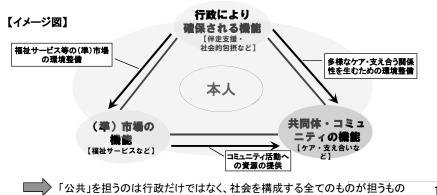
33

重層的なセーフティネットの構築 (新たな福祉政策のアプローチ③)

第2回地域共生社会推進検討会 提出資料 一部改変

- ▶ 国民一人ひとりが、課題を抱えながらも自律的な生を継続することを支援していく上では、「自助・互助・共助・

 - 公助」の固定的な役割分担ではなく、 ①(準)市場の機能【福祉サービスなど】 ②共同体・コミュニティ(人と人との関係性)の機能を通じた保障【ケア・支え合いなど】
 - ③行政により確保される機能を通じた保障【伴走支援・社会的包摂など】
- のそれぞれが連携しながら、バランスの取れた形で役割を果たし、セーフティネットを充実させていくという視点 が必要なのではないか。
- ▶これまでの福祉政策は、福祉サービス等の(準)市場の環境整備に重点が置かれてきたが、血縁、地縁、社縁 といった共同体機能の低下を踏まえると、①~③のバランスを保つためには、共同体・コミュニティのケア・支え合いなどの機能の充実を図るための環境の整備が必要と考えらえる。



最後に伝えたいこと

- ・地域共生社会の議論には、大きく2つの要素が ある
 - ーこの地域をどのような地域にしていきたいか (こ
 - うあったらいいね、を叶える仕組み)
 - ー自治体の中の働き方改革(互いの信頼に基づいた働き方への転換)
- ・まずは分野を超えて出会う場を作り、互いを学び、議論を始めること。

より詳しい情報は以下をご覧ください!

- !○今般の社会福祉法の改正内容をご説明する場として、「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括! 的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」を厚生労働省のYouTubeサイトに動画配信及び厚生労働省! のHPに資料掲載するかたちで実施いたしました。
- のHPに資料掲載するかたちで実施いたしました。 〇重層的支援体制整備事業の具体的な内容、事業実施の財政スキーム、実践者からの取り組み事例など、 様々な角度からの説明を試みています。ぜひご覧ください!
- ▶地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する 全国担当者会議

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_480204.html

▶今般の社会福祉法の改正について

(説明動画)

 $\frac{\text{https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWhgHZ27chM1zMif}}{\text{EDRzruif}}$

(資料) ※上記説明動画にて用いている資料です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092_00001.html

参考資料

37

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」 月 報告)

多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (平成28年度予算)

平成28年6 「ニッポンー億総活躍プラン」 (閣議決定) に地域共生社会の実現が盛り込まれる

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

7月

- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会) の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ

「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)

平成29年2 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提 月 出

「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 で決定

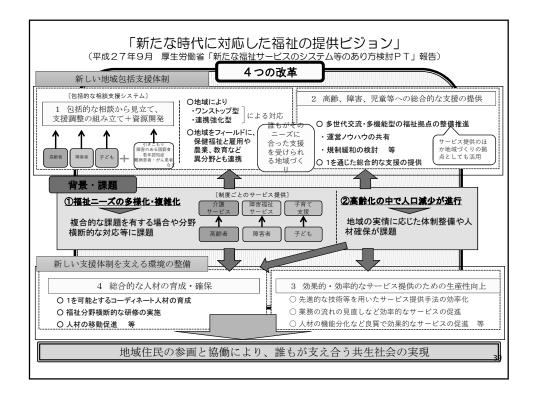
社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布 5月 ※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、 必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。

地域力強化検討会 最終とりまとめ

- 9月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連
- 12月 通知の発出
- 平成30年4 改正社会福祉法の施行

令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討 会) 設置

7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ



ニッポンー億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向 (4) 地域共生社会の実現.

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

このため、<u>支え手側と受け手側に分かれるのではなく、</u> 地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、 自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

前回(平成29年)改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡 調整等を行う体制(*)
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活 課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)
- ※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- ※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

41

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

I 地域共生社会の理念

○ 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域にけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

Ⅱ 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えなが **6も、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化**が求められている。
- 専門職による対人支援は、「**具体的な課題解決を目指すアプローチ」**と「**つながり続けることを目指すアプローチ (伴走型支援)」**の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくとが必要。
- 件走型支援を実践する上では、専門職による件走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え 合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

○ 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
○本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援	○本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、	○地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多
①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応	就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつな	世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す
する又は関係機関につなぐ機能	がりを回復する支援。	支援。
②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	○狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活	①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能	用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資	の確保に向けた支援
※ ②及び③の機能を強化	源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支	②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの
	援の提供を行う。	機会を生み出すコーディネート機能
	(例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態に	
対象は オト・世界の屋供を関わず 短か 介護 保格	一年 大公田 帯のような ものの素を受けない な用語 かけばける	・ もれこの加売もどせんも無明も切らえ へての地域か

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、特性販売、観労及門教育を関する課題や地域社会からの加立なと様々な課題を记える<u>全(の地域社</u> **B**とすべき。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づ、申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方(続き)

- 2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点
- 市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方等をまため、共通認識を持ちながら取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべき。

3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拠出する際の基本的な考え方

- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、**事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある**。その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づ、機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
- 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1 人材の育成や確保

○ 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、**研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進める**ことが重要。また、**市町村**においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけではなく、**職員全体に対して研修等を行う**必要がある。事業開始後も、**人材を組織的に育成**しつつ、チームで対応していてことが求められる。

2 地域福祉計画等

○ 新たな事業については、**地域福祉計画の記<u>戦事項</u>とすべき。**計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を領成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

3 会議体

○ 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場(会議体)の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに 十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

4 都道府県及び国の役割

- ●道府県は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- **国**はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修かリキュラムや教材等の整備、都道府県に連携した人材 育成の推進、未実施自治体やその関係者の機連醸成のためのシンボジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

43

刊于

宇体していたい古町村に対し、計画の笠立、支援会議の部署及び同事業の原

総域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 総あ (令和2年5月22日衆議院厚生労働委員会)

<u>一準偏について、必要な助言、研修寺を選した人材育成をの他の援助を行うよう务</u> めるこ

<u>と</u>。また、市町村における同事業の実施状況によっては、できる限り速やかに必要な見

直しに向けた検討を開始すること。

二 より多くの市町村において支援会議が組織されるよう、その役割や重要性について周

知を図るとともに、効果的な運営方法に関するガイドラインを作成するなど必要な支援を

行うこと。また、支援会議に関する守秘義務の規定については、支援会議において知り

得た全ての事項が含まれるものであることの周知を徹底すること。

三 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金については、 同

事業が、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援等の

事業のほか、伴走支援や多機関協働といった新しい機能を持つものであることを 踏まえ、

<u>必要な予算の確保に努めること。とりわけ、裁量的経費についても事業を安定的</u>に運営

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和2年6月4日 参議院厚生労働委員会)

参考 j の相

談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担 うことを

<u>踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費</u> を含め

<u>て必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援</u> <u>の実</u>

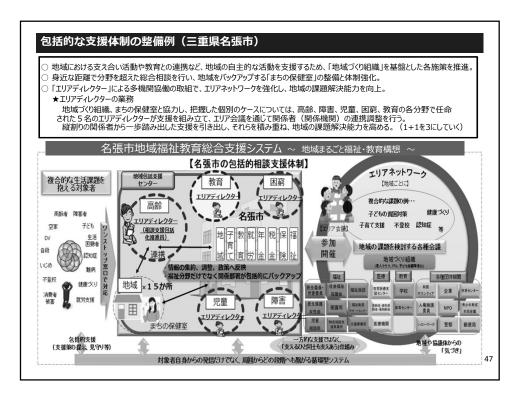
施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村へ

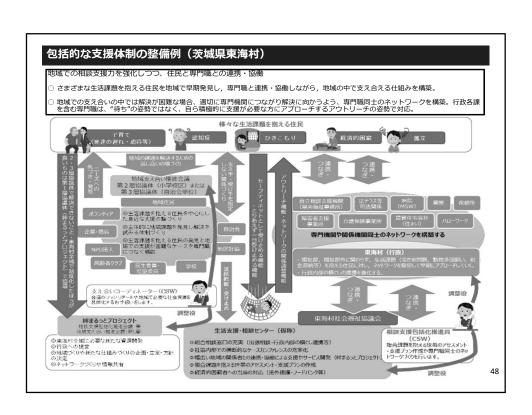
<u>の一層の支援を行うこと</u>。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や 精神保

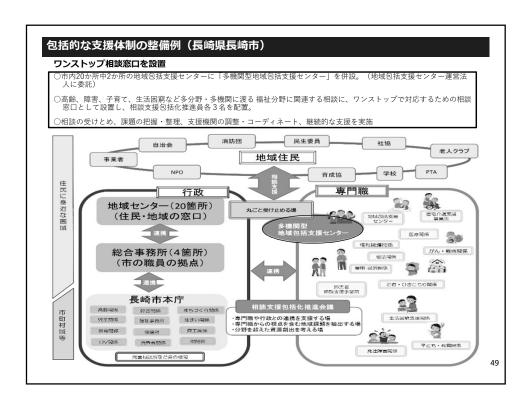
健福祉士が活用されるよう努めること。

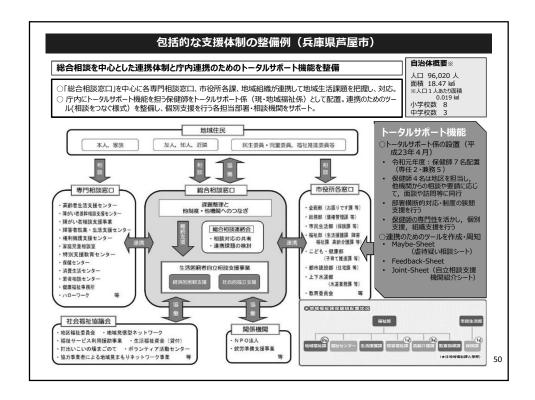
二~六 (略)

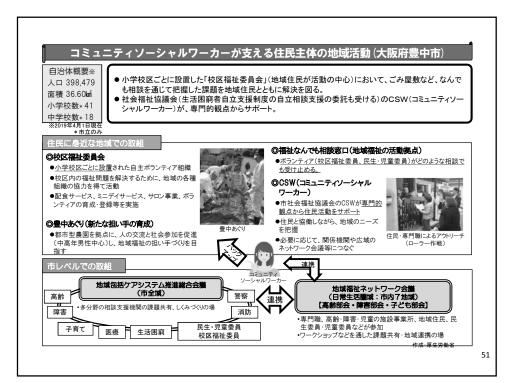
				令和:	2年原	き 地	域共生	ヒモデ	ル事	業実施	予定	自治	本				
	<u>278</u>	8自治1	体が実	施予定	一	区町村	寸 <u>251</u> 自	1治体	(新規	₹65)、	都県	27自	冶体	(新規	9)]		
8道府県名	市区町村名	実施年数	都道府県名	市区町村名	実施年数	都道府県名		実施年数	都道府県名	市区町村名	実施年数	都道府県名	市区町村名	実施年數	都道府県名	市区町村名	実施年
	小樽市 釧路市	新規	4	栃木県 栃木市	3	新潟県	新潟県 村上市	3 2		三重県 伊勢市	新規 4	和歌山県	和歌山県	3 新規	佐賀県	佐賀市 佐々町	5
	京極町	3	栃木県	小山市	新規		佐渡市	2		25分市 商名市	4	和歌曲樂	和歌山市	2	長崎県	長崎市	5
	妹背牛町	2		さくら市	新規		胎内市	3	三重県	名張市	5		鳥取県	3	_	熊本県	新規
北海道	腐栖町	3		那須鳥山市	3		関川村	2		亀山市	3		米子市	2	1	山鹿市	新規
	津別町 広尾町	3		市貝町	5		新潟市	4 新規		鳥羽市	3	6.85.0	倉吉市	新規	1	菊池市	新規
	ム尾町 音威子府村	4	-	野木町 高根沢町	2	家山県	富山県 氷見市	新規 5		いなべ市 伊賀市	4 5	鳥取県	八頭町 湯梨浜町	2 新規	熊本県	合志市 大津町	2
	札幌市	4	1	那珂川町	3	вшж	富山市	3		御浜町	4		(中央の円) 琴浦町	5	1	- 対限町	2
	青森県	4		埼玉県	3		石川県	新規		滋賀県	新規		北栄町	3	1	御船町	新規
	平内町	新規		狭山市	4	石川県	能美市	4	1	彦根市	4		出雲市	新規		熊本市	新規
	今別町	2	1	草加市	3	100000	野々市市	新規		長浜市	3 2	島根県	大田市 松江市	3		大分県	3
	蓮田村 外ヶ浜町	2 2	埼玉県	和光市 日高市	2		金沢市福井県	3 2	1	近江八幡市 草津市	2		松江市 美作市	3	1	中津市 津久見市	2 新規
青森県	外ヶ浜町 鰺ヶ沢町	3	相土県	上高市 ふじみ野市	3	1	福开県 越前市	2		中山市	新規		実作巾 西東倉村	新規	大分県	オス見巾 竹田市	新規 2
13 66-70	西日屋村	新規	1	川島町	2	福井県	坂井市	4	滋賀県	甲智市	3	岡山県	岡山市	3	1	杵築市	4
	藤崎町	新規	1	鳩山町	4	1	美浜町	新規		野洲市	4		倉敷市	4		九重町	新規
	大鰐町	新規	1	さいたま市	新規	山梨県	甲州市	新規		高島市	2		広島県	新規		都城市	3
	田舎館村	新規		木更津市	2		長野県	3		東近江市	4		尾道市	新規	1	廷岡市	新規
	板柳町 漁野市	新規	4	松戸市	3	4	伊那市	4 新規	京都府	米原市 章王町	4	広島県	大竹市	2 新規	宮崎県鹿児島県	小林市	3
	送野巾 矢巾町	4 5	千葉県	八千代市 鴨川市	2	長野県	飯山市 原村	新規 4		長岡京市	2		東広島市	新規 3		日向市 三般町	3 2
岩手県	岩泉町	4		浦安市	2		朝日村	4		京田辺市	3		県市	5		都農町	新規
	盛岡市	5		千葉市	4		富士見町	3		精華町	4		山口県	3		PRILIBY	4
	石巻市	2		東京都	3		木島平村	2		京都市	2		宇部市	4		美郷町	4
空城県	東松島市	2	1	文京区	2		小布施町	2		池田市	4		長門市	2		高千穂町	3
	渦谷町 仙台市	2	1	墨田区 世田谷区	4 5		山形村 長野市	新規 新規		高石市 大阪祭山市	4 2		美祢市 徳島県	新規		鹿児島県	3
	湯沢市	5	1	中野区	2	_	技可印 岐阜県	907.9E		版南市	4	德島県 香川県 愛媛県 高知県	- 他 - 小松島市	新規		西之表市	3
	原角市	新規	1	杉並区	3	1	大垣市	新規	大阪府	施取町	新規		中多津町	4		中種子町	3
秋田県	井川町	3	東京都	豊島区	2	岐阜県	関市	3	7 (1001)	太子町	2		琴平町	4		瀬戸内町	3
	大潟村	5		練馬区	新規	1	美濃加茂市 新規 岐阜市 新規			大阪市	4		高松市	3		宇検村	2
	山形県	新規		江戸川区	5					豊中市	5		受規県	3		和泊町	2
山形県	天童市 山形市	3 5		立川市三鷹市	新規	1	静岡県 小山町	新規 新規		高槻市	2		宇和島市 伊予市	4 3		沖縄県 竹富町	新規
	須賀川市	2		調布市	80 St.	静岡県	古田町	807.99. 4		たつの市	4		四万十市	新規	_	Ume	#1795
福島県	総山市	4	1	小金井市	新規	1	浜松市	2		宝塚市	3		中土佐町	3	1		
	土浦市	3		日野市	2		爱知県	2		川西市	新規		佐川町	3	1		
	古河市	2		国分寺市	2	1	長久手市	4	兵庫県	加東市	3		黑湖町	4	1		
茨城県	ひたちなか市	4		国立市	4	1	阿久比町	新規	1	多可町	新規		高知市	4	1		
	那珂市	2		狛江市	3	爱知県	東浦町	4	1	姫路市	2		大牟田市	5	1 * -	は、i	鄒県
	東海村	5		多摩市	新規		名古屋市	2	1	明石市	3		八女市	3	1		
	群馬県	2		西東京市	新規]	豊橋市	新規		奈良県	2		小都市	新規] ※令和	口2年6月	末時
	桐生市	新規	神奈川県	八王子市	3		岡崎市	3		桜井市	4		うきは市	4	国国	[補助協]	美状況
1	館林市	新規		藤沢市	4		豊田市	4		田原本町	2		朝倉市	新規]	1113-77 DOVE	2~ 5 (1) 0
群馬県	渋川市	新規		小田原市	4				奈良県	王寺町	4	福岡県	糸島市	4	1		
	みなかみ町	新規		茅ヶ崎市	2					吉野町	新規		大刀洗町	4	1		
	王村町	3	1	逗子市	新規	1				高取町	新規		苅田町	新規	1		
	千代田町	新規		横浜市	新規	J				奈良市	3		同垣町	3	4		
													福岡市 久留米市	新規 2	4		4

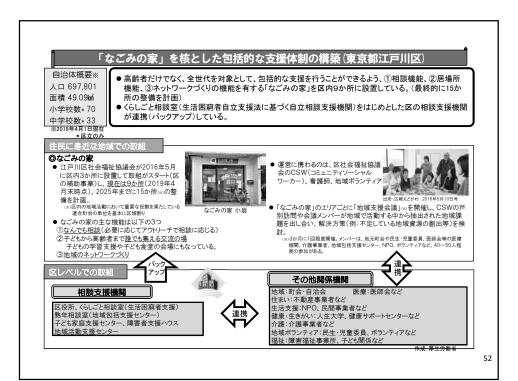


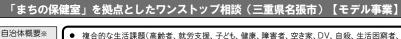




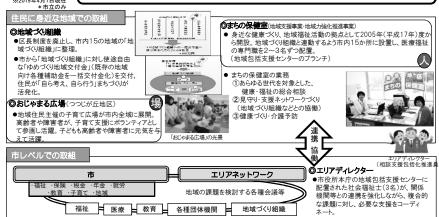








- 複合的な生活課題(高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等)を抱える人の相談に、まちの保健室(地域包括支援センターのブランチを拠点とした相談窓口)がワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。(小学校圏域に市内15か所)
- 直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を 通じて、関係機関のネットワーク(エリアネットワーク)の強化を促進する。

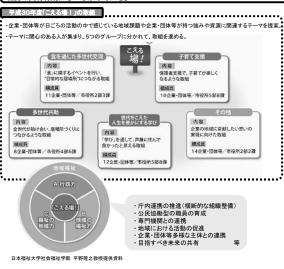


作成:厚生労働省

53

多種多様なプラットフォームの事例 ①(兵庫県芦屋市)

平成29 年度から、行政改革と連動したプロジェクトとして、「健康増進」「高齢者の社会参加」「全世代交流」をテーマに「こえる場!」の取組を開始。地域活動を行っている企業・団体等と芦屋市がつながり、民との協働によって新たなアイデアを生み出し、ともにまちづくりを進め、複雑・多様化した課題の解決を目指している。 この取組は、行政改革の一環として始まったところ、市の目指すべき未来が共有され、民間の多様な主体が中心となった協働が進むとともに、市職員の人材育成にもつながっている。

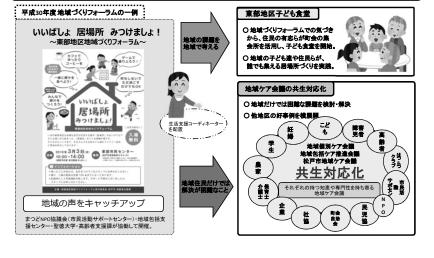




(参加企業)(令和元年8月時点)

多種多様なプラットフォームの事例 ②(松戸市)

- 平成30年度より、市内15圏域での「地域づくりフォーラム」を実施し、地域住民が自分の住む地域の課題を認識し、自分たちで解決する 意識の確成を図りつつ、各圏域に生活支援コーディネーターを配置することにより、地域の声を地域ケア推進会議につないでいく仕組み を展開している。 また、地域ケア会議を高齢者だけでなく、地域で生活するすべての人が集い、一緒に考える場として共生対応化することにより、地域だけでは解決が困難なことについても、地域住民との協働での解決を目指している。



55

多種多様なプラットフォームの事例 ③ (東京都文京区)

フミコム

文京区社会福祉協議会が、地域をつなぐ場として2016年4月に「フミコム」を開所。多様な主体が協働する場を コーディネート。地域ニーズを実現するために、「福祉」という切り口では担い手になり得なかった人の参画や、 これまでつながっていなかった活動等をつなぎあわせ、地域課題の解決や地域活性化を目指している。

「つながる・つなげる・踏み込む」 つき: 文章=文(ふみ) の章(みやこ) コム: community communication

集う場をつくります!



- ◆フミコム cafe
 地域に関するさまざまなテーマの
 ゲストの話を聞きながら、新たな
 つながりや、次のアクションを生
 み出すキッカケのイベント
- ◆フミコム朝活 休日の午前中に、地域活動にも役立つスキルを身につけ、地域で活躍する準備を応援する講座 例) グラフィックレコーディングなど
- ◆活動入門講座 地域のことや課題を知った後のス テップとして、各自ができる行動 に踏み出すための準備の講座 停機範疇座、定年前の世代前ば隣座

○ 踏み込む!





- ◆専門相談 外部の専門家による団体の 課題に合わせた各種相談
- ◆コミュニティマイスター 等による相談 経験豊富なスタッフによる 専門的な総合相談やネット ワーク支援を実施

つながりを生み出すための コーディネートゃ マッチングを行います!



- ◆企業/教物機関のネットワーク 地域や社会貢献に関心のある企業や教育機関のネットワークを 組み、新たなつながりをコー ディネートすることで地域活性 化や課題解決を図ります。
- ト (Bチャレ) (最終公募が通知事業) NPO・企業・行政・学校・ ソーシャルビジネス等の新たな つながりによる、地域活性化や 地域深趣解決のための協働事業 を募集し、助成します。

の両輪での事業推進

地域福祉 (地域福祉推進係)



- ○「地縁」に強い ○「福祉」に強い ○地域の課題「発見」力
- - ○テーマ型活動に強い ○福祉以外・地域外の資源 ○協働による課題「解決」力 ○福祉職だけでは担えない 中間支援

フミコム

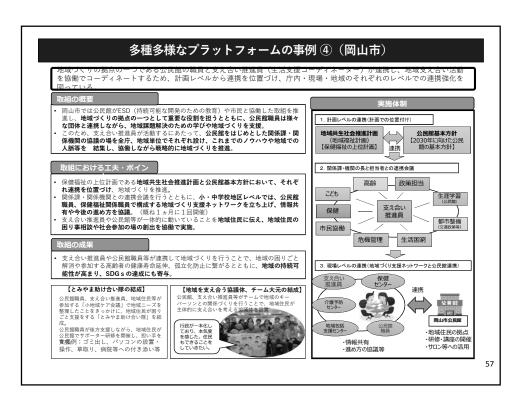
集まれない時期にはオンラインで講座・イベントを開催

○ フミコムで開催していた講座・イベントは、コロナウイルス感染症が広がって以降は オンラインで開催。○コメント機能等を活用して ゲストと参加者の双方向のや り取りもげい、新たなつながり方を実現。



【フミコムの活動から見えてきたこと】

- 専門的なアプローチで活動する主体は増えてきたが、課題が増えるスピードに解決されるスピードが追いつかない。 ⇒新たな担い手との新たなつながりが必要で、足りないのは 俯瞰して「繋ぐ人」
- ○「地域性の活動」と「テーマ性の活動」の結節点をどこにつくるかの工夫と、「福祉」と「他分野」の"言語"の違いへの認識が必要
- ○福祉と他分野が繋がることで新たな価値創造ができる



包括的支援体制整備と専門職のこれから ~半田市の実践より~

半田市社会福祉協議会 半田市障害者相談支援センター センター長 加藤 恵

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため。①相談支援(包括的相談支援事業 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に主能する事業を創設した。 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。 このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支井の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱と基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

I 相談支援 新たな事業 I~皿の支援を一体的に実施

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相 該支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、 包括的相談支援事業を実施
 複合課題を抱える相談本任かかる支援関係機関の役割や関係性を調整する<u>多機関協働事業</u>を実施。 必要な支援が届いていない相談者に<u>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</u>を実施。
- ○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施(※1)世帯を体とては経済的国際の状態にないが、子がいきこもりであるなど(※2)就労支援、見守り等居住支援 など

Ⅲ 地域づく り事業

Ⅱ 参加支援 事業

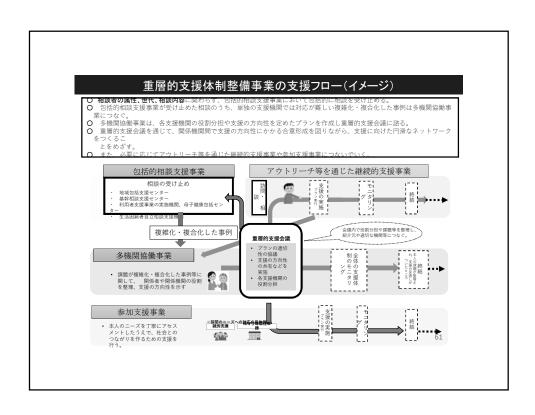
○介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援販点事業)、国前(生活国前者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域は会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の支流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに同けた支援を実施。

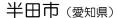
○事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保 ①住民同士が出会い参加することのできる場や<u>居場所</u> ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協事業第につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関関の役割が担を図り、各支援機関が明滑な連携のもとで支援できるようにする。
 なお、表別にわたりいきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、アウトリーチ等を適じた継続的支援事業により本人との関係性の解裂に向けて支援をする。
 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
 このほか、地域プリの事業とびて住民向はのケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相志って地域における社会的直立の衆生・深刻化の防止をめざす。
 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、件走する支援体制を構築していく。

重層的支援体制整備事業(全体) 農業 消費者相談 教育 2E 地域づくりをコー ディネート 重層的支援会議





面積: 47平方km

(南北8.2km 東西9.7km)

海抜: 最高83.7m

人口: 約12万人 約48,000世帯

障がい者手帳交付者数

5,651名 (重複あり)

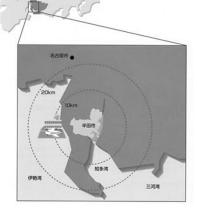
高齢化率 24.2%

要介護・要支援認定率17.1%

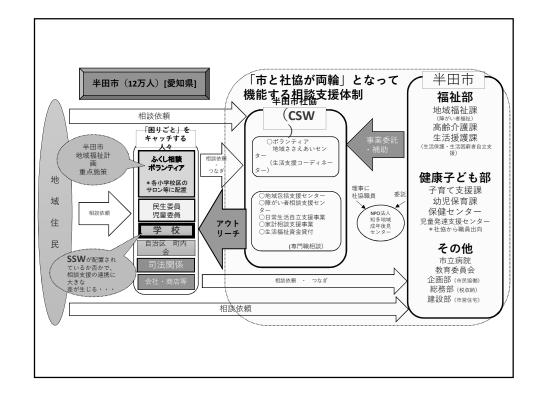
生活保護率 6.1%

(2020年4月1日現在)

NPO法人や市民活動団体が多い。 農業・工業・商業それぞれ盛んである。









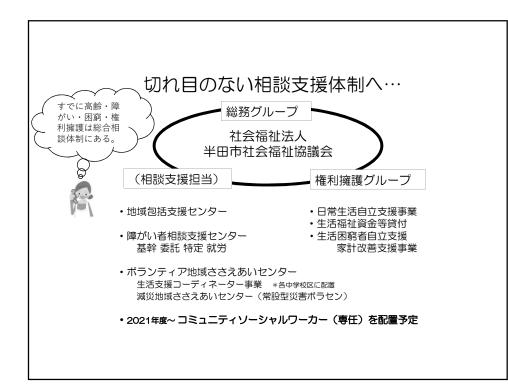
相談を絶対に"断らない"

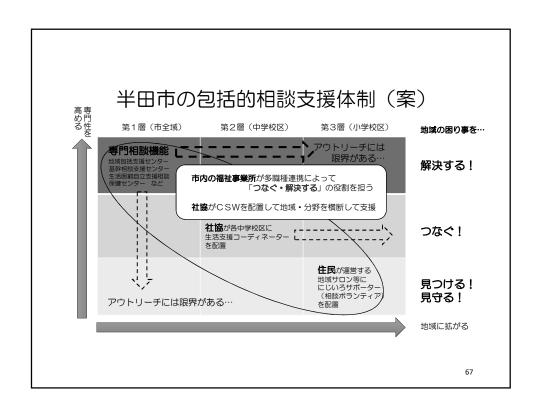
"断らない"とは「何でも解決できる」と

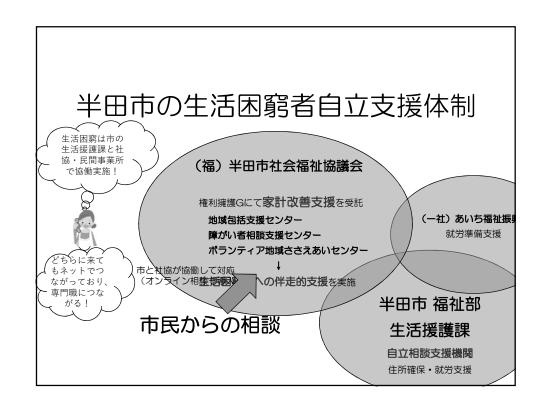
宣言することではない。

"断らない"とは、その人の悩みや不安を傾聴し、その人に寄り添い、解決に向けて一緒に考えること。

そして、その課題の解決のために 動いてくれる**仲間たちと協力し合う**こと。







総合的相談はこんな時に良いので

- 小学校4年生の子が学校に来れない。昨年生まれた弟がいるけど、母にもなんらかの生きづらさがあるような・・・。 (保健センター+学校+障がい相談)
- 70代のお父さんが亡くなったのだけれども、ふすまの向こうから怒っている娘さんの声が聞こえる・・・。(包括+障がい相談)
- 高校を卒業してから15年自宅に引きこもっている息子がいます。いくつかん 談はしてみたのだけど・・・。(生活困窮+障がい相談)
- ・外国籍でコロナの影響を受けて、職がなく、乳幼児を2人抱えて生活に困√いるんですけど・・・。(生活困窮+ボラセン+学教) アウトリーチ支援があれば・・・
- こういうケースはどの町にもあるはず・・・で、誰が寄り添いますか? **⇒1つの機関や公的な支援だけでは支えられないから難しいんです!**



NPOの拠点を社協

相談窓口 居住支援

が間借りしている。









71





亀崎ささえあいセンター(駅前はうす)

○ふくし相談窓□

(○地域交流の場 半田市社 協の地域 拠点

- 〇おとなとこどもの"ものづくり塾"
- ○地域活動の応援
- ○亀崎図書館とのコラボ



フードロス問題→子ども食堂 支援として「フードドライブ 事業」を立ち上げたが…



コロナ禍による生活困窮 対策事業として拡大



米・飲料・レトルト食品・ インスタント食品・菓子等 19,000個(総重量5.5 t)を 超える食材が集まり、支援先は 「161世帯・58団体」となる

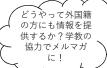
(2020年10月31日現在)













さくら小・ポルトガル語】登下校中 マスクの着用について

[Conselho de educacao de Handa] Uso de mascara no percurso escolar

No percurso escolar, nao e necessario usar mascara desde que se esteja a mais de 2 metros de distancia de outras pessoas.

No entanto,nao se esqueca de trazer uma mascara consigo para a escola, porque vai precisar de uma para usar na escola.

半田市 さくら小学校

配信解除は、ml_teishi_sc@eins.chitamaru.jp にメールを送信してください。 (学校メルマガ登録そのものが解除されますのでご 注意ください。) 外国籍の方に"支援に関する情報"が届いてないことが判明 (特に**子どもがいる世帯**が心配)



半田市教育委員会にお願いして **「学校メルマガ(外国語版含む)」**に 支援に関する情報を掲載していただく

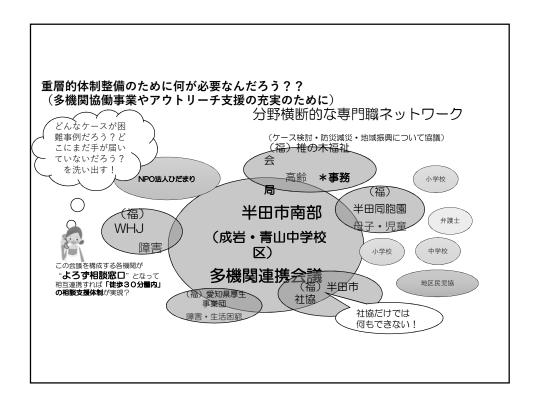


相談が激増

英語・ポルトガル語の通訳を 社協で雇用して対応

重層的体制整備のために何が必要なんだろう?? (総合相談のために。協力しあう相手を知るため に)





福祉専門職の新たな役割

【地域の課題解決】

- ○多職種・多機関との連携
- (アクトリーチ)

【伴走的支援】

- 〇地域の中でつながり続ける(差別、排除しない)
- ○住民相互の支えあい、緩やかな見守りと協働

参考:厚生労働省「地域共生社会推進検討会/最終とりまとめ」

日本社会や国民生活の変化

- ○個人や世帯の**課題が多様化・複雑化**している →もはや縦割りの制度では救えない
- ○「共同体」機能の脆弱化(家族・地域・職場)
- ○人口減少による担い手不足

参考:厚生労働省「地域共生社会推進検討会/最終とりまとめ」

「困っている人」の主な例と推計値

*2018年半田市人口統計を参考

貧困状態の子ども 2,735人

2018年 厚生労働省調査 (17歳以下の子どもの貧困率13.7%) から算出

認知症で独居の高齢者 603~754人

65歳以上の有病率8~10%(厚生労働省HP「みんなのメンタルヘルス」)から算出

自宅にひきこもっていると思われる人 33人以上

2019年 半田市社会福祉協議会調べ

福祉サービス未利用の重度障害者 143人

2015年 半田市地域福祉課・半田市障がい者相談支援センター調べ

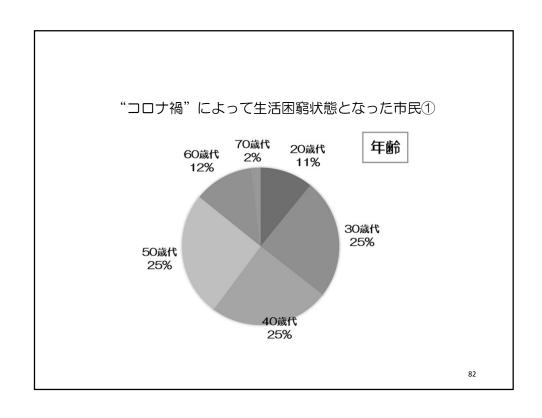
こうした「困っている人」 や、

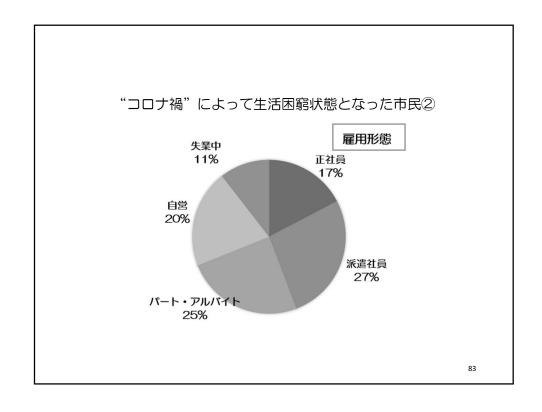
これ以外にも半田市に存 在するであろう 「困っている人」は、

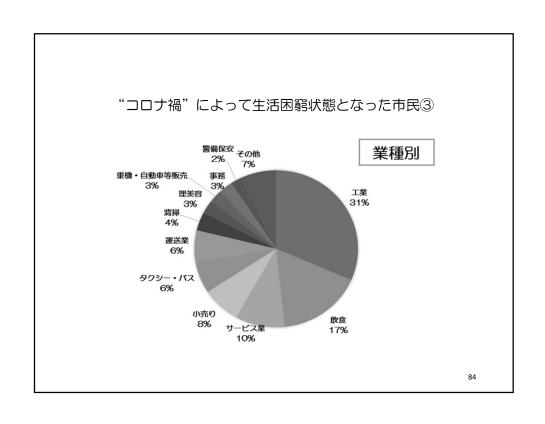
ちゃんと支援につながっ ているのか?

今は困っていない人が、 ある日突然**「困っている人」**なる…

81







いつ降りかかってくるかわからない災厄… 財源も人財も減っていく未来に備えて、 相互支えあいのしくみ(**地域共生社会**)を 創っていかざるを得ない

85

「地域共生社会」の 理念

- ○制度・分野の枠を超える → "縦割り"から"横串"へ
- ○「支える側」「支えられる側」という関係を超える
- ○包摂的なコミュニティを創る → すべての人が支えあう地域
- ○福祉の政策領域だけでなく、地方創生・まちづくり・教育・ 地域自治・環境保全などに広がる

参考:厚生労働省「地域共生社会推進検討会/最終とりまとめ」

重層的体制整備のために何が必要なんだろう?? (参加支援を充実させるために。。。)

- 参加支援のポイントはいくつかあります。
- ①従来の縦割りのサービスをそれ以外の方にも活用できないか考えること
- ②商店街や企業とともに居場所や就労や活躍の場を作っていくこと
- ③それぞれの分野で困っていることやちょっとした 支援で解決できることを今ある組織や仕組みを活用 して、新たな支援や仕組みを改善開発していくこと

⇒そのためには、わが町に何が足りていないのか、 またどんな素敵な取り組みがあるのかを多角的な視 点で見直していみることなのかもしれません。





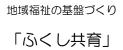


















支援されるだけの人は いない! 感染者を 差別しない!

福祉教育 → **ふくし共育**

"ふだんのくらしのしあわせ"の実現さまざまな立場の地域住民が共に支え、育むコロナ禍だからこそ、支えあいのまちづくり

ワークショップ

- ①グループ内で、進行役・書記役を決めてください。
- ②A3のワークシートに、個人で記入作業(10分くらい)
- ③記入内容について、グループ内で一人ずつ発表(一人2分以内を目安に)+自由にディスカッション
 - *書記役の方、A4白紙を使用して書記をお願いします!
- 4全体発表

ワークショップシート (記入任意)ご所属	: ご氏名:
1. 講演の感想	2. 自分が取り組みたいとおもったこと
4. 苫小牧市として今後取り組むべきことについてのアイディア	3. 取り組み推進にあたっての課題(具体的に) *ケースのことでも政策面でも業務的なことでも構いません! *自分のこと・所属先のこと・苫小牧のこといずれでもOK!